

平成 2 4 年

第 2 回市議会定例会 議案第 1 5 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項および港湾法第 5 8 条第 2 項の規定により，公有水面埋立てに関し，函館港港湾管理者函館市代表者函館市長工藤壽樹から別紙のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 4 項

函 港 管

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館港港湾管理者 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

### 公有水面埋立承認について

このことについて、函館港港湾区域内公有水面の埋立承認願書が下記のとおり提出され、承認できるものと判断しますので、公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項および港湾法第 5 8 条第 2 項の規定によりあなたの意見を伺います。

なお、意見は本書到達の日から 6 0 日以内にご回答下さい。

### 記

1 出願の年月日

平成 2 4 年 4 月 2 0 日

2 出願人およびその住所ならびに代表者の氏名

出 願 人 国土交通省北海道開発局函館開発建設部

出願人の住所 函館市大川町 1 番 2 7 号

代表者の氏名 函館開発建設部長 高橋 敏彦

3 埋立区域

(1) 位置

函館市浅野町 6 番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線、②の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線および①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点函館港（北緯 4 1 度 4 7 分 5 3 秒 1 6 8 8，  
東経 1 4 0 度 4 2 分 5 5 秒 1 1 2 9）から 1 3 8 度 3 8 分  
1 5 秒 4 2 0 . 7 5 メートルの地点

②の地点 ①の地点から152度50分12秒65.94メートル  
の地点

③の地点 ②の地点から240度55分14秒178.79メー  
ルの地点

④の地点 ③の地点から330度55分14秒6.10メー  
ルの地点

⑤の地点 ④の地点から60度55分14秒160.00メー  
ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から330度55分14秒30.00メー  
ルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から60度55分14秒14.70メー  
ルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から332度50分12秒30.00メー  
ルの地点

(3) 面積

1,834.76平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市浅野町6番地内ならびに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および①の地点と⑦の地点を結んだ  
線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点函館港（北緯41度47分53秒1688,  
東経140度42分55秒1129）から137度25分  
57秒388.55メートルの地点

②の地点 ①の地点から152度50分12秒15.02メー  
ルの地点

③の地点 ②の地点から61度3分20秒124.20メー  
ルの地点

④の地点 ③の地点から152度50分12秒77.00メー  
ルの地点

⑤の地点 ④の地点から241度0分9秒35.00メー  
ルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から151度0分9秒16.01メー  
ルの地点

点

㊸の地点 ㊸の地点から241度0分9秒79.68メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から152度50分12秒92.39メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から195度55分14秒17.89メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から240度55分14秒290.67メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から330度55分14秒270.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から60度55分14秒243.10メートルの地点

(3) 面積

90,594.87平方メートル

5 埋立地の用途

埠頭用地

6 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

埋立地の地盤の高さは、下表のとおりである。

| 区 域  | 地 盤 高                                 |
|------|---------------------------------------|
| 埠頭用地 | C. D. L. +3.00メートル~C. D. L. +3.20メートル |

(2) 護岸，堤防，岸壁その他これらに類する工作物の種類および構造

| 名 称                |     | 種 類 | 構 造  |
|--------------------|-----|-----|--|
| 岸壁 (-6.5m)<br>(耐震) | 主部  | 岸壁  | (基礎工) 深層混合処理, 捨石<br>(本体工) ケーソン<br>(上部工) コンクリート<br>〈天端高〉 C. D. L. +3.00メートル           |
|                    | 船尾部 | 岸壁  | (基礎工) 深層混合処理, 捨石<br>(本体工) ケーソン<br>(上部工) コンクリート<br>〈天端高〉 C. D. L. +1.50メートル~+3.00メートル |
| 船尾取付部 (北側)         |     | 護岸  | (基礎工) 深層混合処理, 捨石<br>(本体工) ケーソン, コンクリート   |

|            |    |  |
|------------|----|--|
|            |    | (上部工) コンクリート<br>〈天端高〉 C. D. L. +3.00メートル   |
| 船尾取付部 (南側) | 護岸 | (基礎工) 深層混合処理, 捨石<br>(本体工) ケーソン, コンクリート<br>(上部工) コンクリート<br>〈天端高〉 C. D. L. +3.08メートル~+3.20メートル |
| 取付部        | 護岸 | (基礎工) 深層混合処理, 捨石<br>(本体工) コンクリート<br>(上部工) コンクリート<br>〈天端高〉 C. D. L. +3.00メートル                 |

### (3) 埋立てに関する工事の施行方法

#### ①埋立法

本埋立工事は、既設護岸の前面に新たなけい留施設として構造物を設置するものであり、埋立土砂等の投入は伴わないため、本項については該当しないものである。

#### ②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は、岸壁 (-6.5m) (耐震) 船尾部, 船尾取付部 (北側), 船尾取付部 (南側), 取付部, 岸壁 (-6.5m) (耐震) 主部の順に工事に着手して順次上部工まで概成させる。

また、上記工事と並行して、工事に支障となる既設護岸の上部コンクリートおよび水叩きの一部を撤去するとともに、陸上の地盤改良を行う。

最後に岸壁のエプロン舗装および護岸の水叩きを施行するとともに、可動橋を設置して、本埋立てに関する工事を竣功させる。

#### ③埋立てに用いる土砂等の種類

該当事項なし

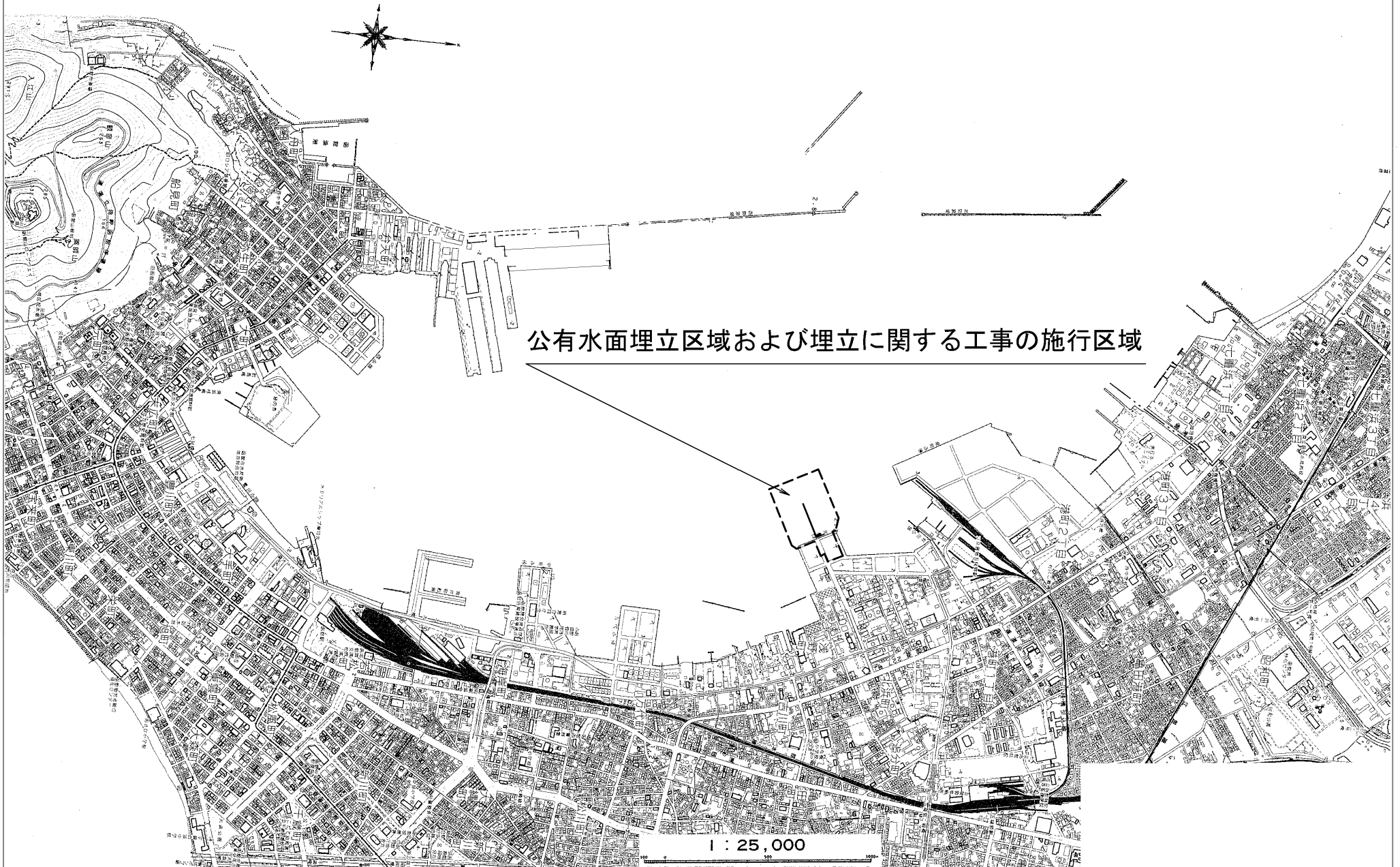
### (4) 公共施設の配置および規模の概要

該当事項なし

## 7 埋立てに関する工事の施行に要する期間

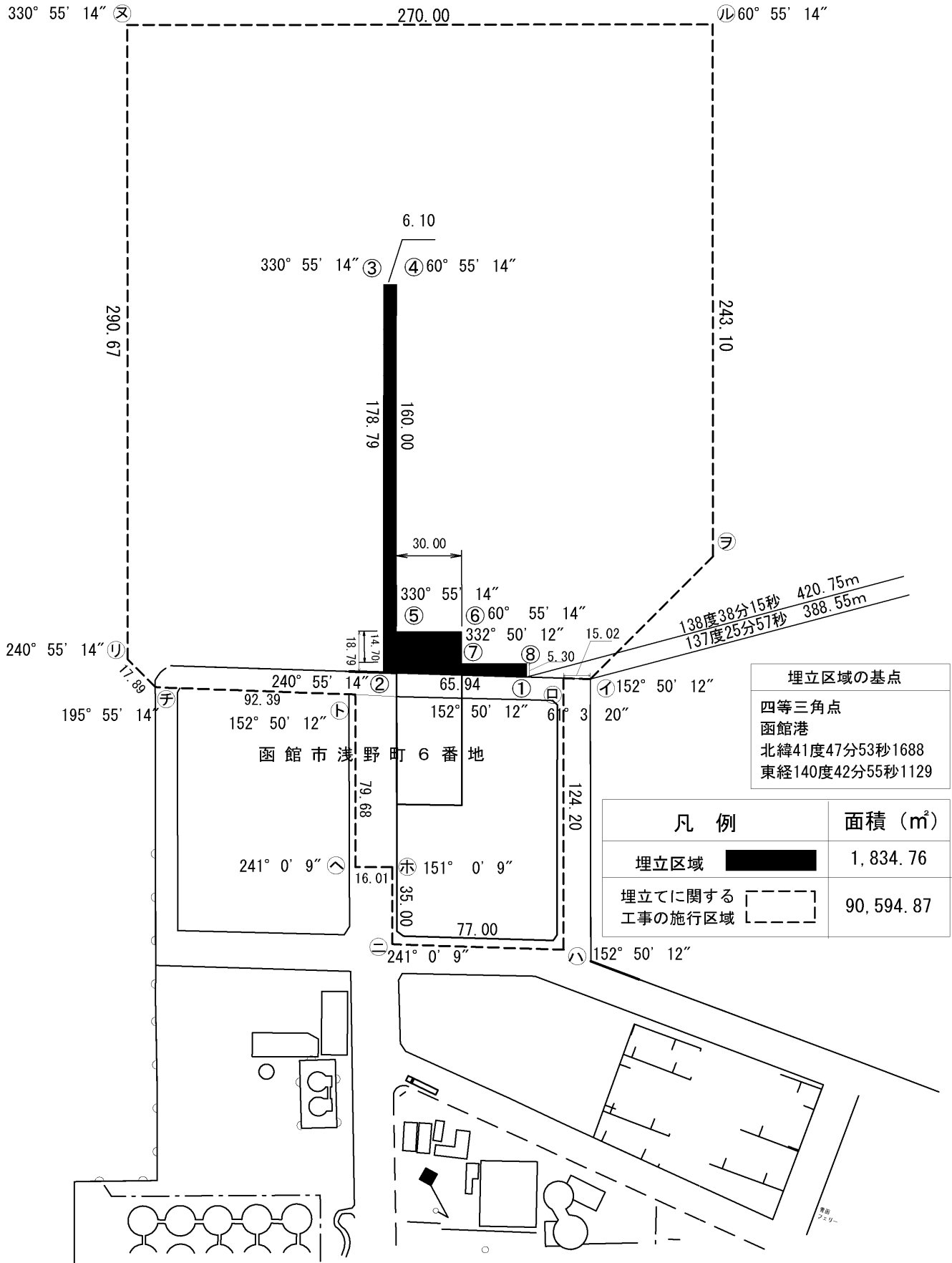
1年8月

# 公有水面埋立区域および埋立に関する工事の施行区域 位置図



# 公有水面埋立および埋立に関する工事の施行区域 平面図

S = 1 : 2,500 (単位 : m)



| 埋立区域の基点          |  |
|------------------|--|
| 四等三角点<br>函館港     |  |
| 北緯41度47分53秒1688  |  |
| 東経140度42分55秒1129 |  |

| 凡 例  | 面積 (m <sup>2</sup> ) |
|--|----------------------|
| 埋立区域 <span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:black;"></span>                | 1,834.76             |
| 埋立てに関する<br>工事の施行区域 <span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; border:1px dashed black;"></span> | 90,594.87            |